

# 富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

県では、消費者被害の未然防止や早期救済等を図るため、出前講座の講師として啓発活動を行っていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。

消費生活に関する知識の普及啓発に関心と熱意をお持ちの皆様のご応募をお待ちしております。

## 1 応募資格

富山県内在住の次の(1)～(4)のいずれかに該当する方で、講師として講演活動ができる方(ただし、常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます)。

- (1) 民間企業、公的機関(国・県・市町村等)や団体で消費生活に関連する相談(お客様相談、苦情相談等)や講師等の業務に従事していた方
- (2) 国・県・市町村等で消費者行政に従事していた方
- (3) 消費者庁が実施する消費生活相談員養成講座を修了した方
- (4) 「消費生活相談員」「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格をお持ちの方

## 2 募集人数 若干名

## 3 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX 又は持参により県消費生活センターに提出してください。

※「申込書」は、県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

## 4 募集期間 当分の間

## 5 選考方法

随時、書類及び面接により選考します。

## 6 選考結果 郵送により通知します。

**応募・問合せ** 富山県消費生活センター

〒930-0805 富山市湊入船町6番7号 TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631

## 消費生活推進リーダーの活動内容等

### ●活動回数

年数回(1回1～2時間)程度、県内の会場に出向き、消費生活に関する出前講座の講師をつとめていただきます。

※消費生活センター(事務所)での勤務はありません。

### ●活動内容

消費生活に関する出前講座の派遣講師活動

消費者トラブルの早期発見活動

県が実施する消費者啓発事業への協力活動

研修会、情報交換会等への参加

### ●委嘱期間

委嘱の日～令和10年3月31日

再任をお願いする場合があります。

### ●報償費等

講師活動の都度、センターの基準に基づき報償費と交通費を支給します。